

那須ブランド推進委員会 第11回那須ブランド認定品募集



町のイメージアップや経済の発展、知名度の向上を図ることを目的として、第11回那須ブランド認定品の募集を開始します。

- ▼認定要件
- ①町で生産され、町の素材、名勝歴史等が活かされていること
 - ②町を域外にアピールすることができること
 - ③生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
- ▼申請資格者 次の①～⑤いずれかに当てはまる方
- ①那須町商工会員
 - ②那須町森林組合員
 - ③那須町観光協会員
 - ④那須野農業協同組合・那須地区組合員
 - ⑤①～④の会員・組合員以外の方
- で、那須ブランド認定委員会が認める方

- ▼募集期間 1月5日(金)～1月31日(水)
- ※原則として、第1回～第10回認定品を含め1事業所1品目(種類)の認定になります。
- ▼認定品等の取扱い 商品(サービス)等が認定されますと、認定品に対して那須ブランド認定書を交付し、認定品を周知するため、認定品カタログ、ホームページ等に掲載します。
- ▼登録料 1件10,000円
- ▼詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ 那須ブランド推進委員会事務局(町商工会)
☎ 0231
✉ nasu_net@shokokai-tochigi.or.jp

農家民泊をひろげよう 開設のための 説明会を開催します



本町には、豊かな自然はもちろん、沢山の体験素材と人の温かさがあります。都会で暮らす子どもたちは、土や川に触れる機会も少なく、星を見た事がないという子もいます。その子どもたちが、畑作業、農村でのふれあい、交流を通して地域の暮らしに親しむことで、学ぶだけではなく感動を味わうことができるのが、農家民泊です。来る人も受け入れる人も元気になる農家民泊を開設するための説明会を開催いたします。

▼日時 1月24日(水)
午後6時30分～午後8時

▼場所 伊王野基幹集落センター

- ▼対象者 町内在住の農家の方(家庭菜園程度でも可能です)
- ▼講師 大田原ツリーズム、那須町農業公社、町内農家民泊実践者
- ▼その他
- ①農家民泊の受け入れは、農業研修ではないため、家庭菜園程度であっても学べることはたくさんあります。そのため、兼業農家であっても実施が可能です。
 - ②お客様をもてなすわけではなく、あくまで「日常生活に子どもたちを迎え入れ、共に過ごす」ことが受け入れの基本です。
 - ③受け入れには簡易宿所の許可が



必要となりますが、町農業公社が手続きを代行します。

④ボランティアではなく、受け入れをした分の収入が得られます。

▼申込み・問合せ 那須町農業公社
☎ 735545

請求期限が迫っています 第十回特別弔慰金

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。請求手続きがまだお済みでない方は、手続きをされますようお願いいたします。

▼対象者

- ①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
 - ②戦没者等の子
 - ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期間 4月2日

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができません。

- ▼申込み・問合せ 保健福祉課 福祉係 ☎ 6917